

第 516 回 愛知地方最低賃金審議会

日 時 令和 6 年 8 月 5 日(月)

午前 10 時 00 分 ~

場 所 名古屋合同庁舎第 2 号館 3 階

共用大会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 愛知県最低賃金の改正決定について

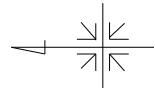
(2) 愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について

(3) 愛知県の特定最低賃金の改正決定について

(4) その他

3 閉 会

第 516 回 愛知地方最低賃金審議会 配席図

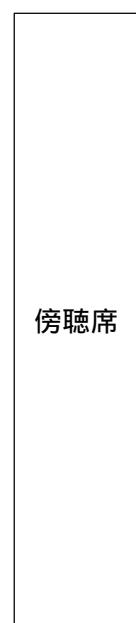


令和 6 年 8 月 5 日(月)

午前 10 時 00 分 ~

名古屋合同庁舎第 2 号館 3 階 共用大会議室

| | | | | |
|----------|-----------|----------|----------|-----------|
| 水野 委員 | 長谷川 委員 | 中山 委員 | 鈴木 委員 | 小野木 委員 |
|----------|-----------|----------|----------|-----------|



| |
|----------|
| 梶原 委員 |
| 古閑 委員 |
| 堀江 委員 |
| 竹内 委員 |

使用者代表委員

公益代表委員

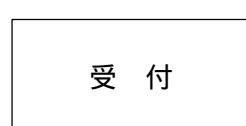
(録音機材)

労働者代表委員

| |
|----------|
| 寺田 委員 |
| 松下 委員 |
| 安藤 委員 |
| 上野 委員 |

事務局

| | | | | |
|---------------|--------------|------------|------------|-------------|
| 鈴木主任 賃金指導官 | 高橋労働 基準部長 | 小林 労働局長 | 平井 賃金課長 | 佐藤 賃金指導官 |
|---------------|--------------|------------|------------|-------------|



| | | | |
|------------|-------------|-----------|-----|
| 名倉 課長補佐 | 大口 賃金指導官 | 佐藤 監督官 | 事務局 |
|------------|-------------|-----------|-----|

資料 目 次

資料

| | |
|--|----------|
| 1. 愛知県最低賃金の改正決定に関する報告書 写 | ... P 1 |
| 2. 愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告) 写 | ... P 5 |
| 3. 最低賃金引上状況等の推移（愛知）令和5年度版 | ... P 8 |
| 4. 令和6年度地域別最低賃金改定の目安について（答申） | ... P 9 |
| (1) 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解 | |
| (2) 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（写） | |
| 5. ~最低賃金の改定が予定される10月より前に！ 活用すると大変有効！業務改善助成金！~ | ... P 46 |



令和 6 年 8 月 5 日

愛知地方最低賃金審議会
会長 中山 徳良 殿

愛知地方最低賃金審議会
愛知県最低賃金専門部会
部会長 中山 徳良

愛知県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月4日、愛知地方最低賃金審議会において付託された愛知県最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のとおりの結論に達したので報告する。

また、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、別紙2のとおり令和4年10月1日発効の愛知県最低賃金（時間額986円）は、令和4年度の愛知県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。

なお、愛知県最低賃金の改正決定に伴い、県下の最低賃金制度を適正に運営するに当たっては、愛知労働局に対して、令和6年7月25日付け「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の記4ないし8に留意しつつ、最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等への支援の強化を要望する。

本件の審議に当たった当専門部会の委員は別紙3のとおりである。

別紙 1

愛知県最低賃金

1 適用する地域

愛知県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,077 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 6 年 10 月 1 日

別紙 2

愛知県最低賃金と生活保護費との比較について

1 最低賃金

- (1) 件名 愛知県最低賃金
(2) 最低賃金額 時間額 986 円
(3) 発効日 令和4年10月1日

2 生活保護費

- (1) 比較対象者 18歳～19歳・単身世帯

- (2) 対象年度 令和4年度

- (3) 生活保護費（令和4年度）

生活扶助基準（第1類費 + 第2類費 + 期末一時扶助費）の愛知県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（103,347円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額（注）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると愛知県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（注）1か月換算額

986円（愛知県最低賃金）×173.8（1か月平均法定労働時間数）×0.807（令和4年度可処分所得の総所得に対する割合）= 138,293円

別紙3

愛知地方最低賃金審議会委員 愛知県最低賃金専門部会 名簿

(令和6年7月25日現在)

公益代表委員

| 氏名 | 現職等 |
|---------------------|-------------------------|
| 中山 徳良 ナカヤマ ノリヨシ | 名古屋市立大学大学院経済学研究科長・経済学部長 |
| 長谷川 ふき子 ハセガワ フキコ | 成田・長谷川法律事務所 弁護士 |
| 水野 有香 ミズノ ユカ | 愛知大学経済学部 教授 |

労働者代表委員

| 氏名 | 現職等 |
|-------------------|---|
| 安藤 知子 アンドウ トモコ | 全ユニー労働組合 中央執行副委員長 日本労働組合総連合会愛知県連合会 副会長 |
| 寺田 昭 テラダ アキラ | 日本労働組合総連合会愛知県連合会 労働条件局長 |
| 松村 実 マツムラ ミノル | 日本製鉄名古屋労働組合 組合長 日本基幹産業労働組合連合会愛知県本部 委員長 日本労働組合総連合会愛知県連合会 副会長 |

使用者代表委員

| 氏名 | 現職等 |
|-------------------|-------------------------|
| 梶原 弘司 カジワラ ヒロシ | 愛知県経営者協会 会員サービス部 担当部長 |
| 古閑 賢三 コガネ ケンソウ | 愛知県中小企業団体中央会 振興部長兼三河分室長 |
| 堀江 公仁子 ホリエ クニコ | 株式会社フェアウィンド 代表取締役 |

(敬称略、五十音順)



令和 6 年 8 月 5 日

愛知地方最低賃金審議会
会長 中山 徳良 殿

愛知地方最低賃金審議会
検討小委員会
委員長 長谷川 ふき子

愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和6年7月4日愛知地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討等3回にわたり、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、別紙2のとおりである。

別紙1

以下2件の愛知県の特定最低賃金について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達した。

- 1 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第3号)
- 2 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第6号)

以下3件の愛知県の特定最低賃金について、改正決定の必要性有りとの結論に達し得なかった。

- 1 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第4号)
- 2 愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第5号)
- 3 愛知県自動車(新車)小売業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第9号)

愛知地方最低賃金審議会 検討小委員会委員名簿

令和6年7月4日現在

| 区分 | 氏 名 | 現 職 等 |
|-------|---------|---|
| 公益代表 | 鈴木 進也 | いぶき法律事務所 弁護士 |
| | 中山 徳良 | 名古屋市立大学大学院経済学研究科長・経済学部長 |
| | 長谷川 ふき子 | 成田・長谷川法律事務所 弁護士 |
| 労働者代表 | 安藤 知子 | 全ユニー労働組合 中央執行副委員長 日本労働組合総連合会愛知県連合会 副会長 |
| | 寺田 昭 | 日本労働組合総連合会愛知県連合会 労働条件局長 |
| | 松村 実 | 日本製鉄名古屋労働組合 組合長 日本基幹産業労働組合連合会愛知県本部 委員長 日本労働組合総連合会愛知県連合会 副会長 |
| 使用者代表 | 梶原 弘司 | 愛知県経営者協会 会員サービス部 担当部長 |
| | 古閑 賢三 | 愛知県中小企業団体中央会 振興部長兼三河分室長 |
| | 堀江 公仁子 | 株式会社フェアウィンド 代表取締役 |

(敬称略・五十音順)

資料 3

最低賃金引上状況等の推移(愛知)令和5年度版

単位:時間額、引上額(円)

| 区分 | 平成26年度 | | 平成27年度 | | 平成28年度 | | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | | |
|----------------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------|
| | 時間額 (発効日) | 引上額 (引上率) | 時間額 (発効日) | 引上額 (引上率) | 時間額 (発効日) | 引上額 (引上率) | 時間額 (発効日) | 引上額 (引上率) | 時間額 (発効日) | 引上額 (引上率) | 時間額 (発効日) | 引上額 (引上率) | 時間額 (発効日) | 引上額 (引上率) | 時間額 (発効日) | 引上額 (引上率) | 時間額 (発効日) | 引上額 (引上率) | 時間額 (発効日) | 引上額 (引上率) | |
| 愛知県最低賃金 | 800 (H26.10.1) | 20 (2.56) | 820 (H27.10.1) | 20 (2.50) | 845 (H28.10.1) | 25 (3.05) | 871 (H29.10.1) | 26 (3.08) | 898 (H30.10.1) | 27 (3.10) | 926 (R1.10.1) | 28 (3.12) | 927 (R2.10.1) | 1 (0.11) | 955 (R3.10.1) | 28 (3.02) | 986 (R4.10.1) | 31 (3.25) | 1,027 (R5.10.1) | 41 (4.16) | |
| 目安額(円) [引上率(%)] | 19 (2.44) | | 19 (2.38) | | 25 (3.05) | | 26 (3.08) | | 27 (3.10) | | 28 (3.12) | | 示されず | | 28 (3.02) | | 31 (3.25) | | 41 (4.16) | | |
| 改定状況調査による 賃金上昇率(%) | 1.5 | | 0.8 | | 1.3 | | 1.4 | | 1.4 | | 1.3 | | 1.2 | | 0.4 | | 1.5 | | 2.1 | | |
| 区分 | 時間額 (地賃比) | 引上額 (引上率) | 時間額 (地賃比) | 引上額 (引上率) | 時間額 (地賃比) | 引上額 (引上率) | 時間額 (地賃比) | 引上額 (引上率) | 時間額 (地賃比) | 引上額 (引上率) | 時間額 (地賃比) | 引上額 (引上率) | 時間額 (地賃比) | 引上額 (引上率) | 時間額 (地賃比) | 引上額 (引上率) | 時間額 (地賃比) | 引上額 (引上率) | 時間額 (地賃比) | 引上額 (引上率) | |
| 特 定 最 低 賃 金 | 染色整理業 | 732 (H20.12.16) | | |
| | 鉄鋼業 | 899 (112.3) | 14 (1.58) | 912 (111.2) | 13 (1.45) | 926 (109.6) | 14 (1.54) | 941 (108.0) | 15 (1.62) | 957 (106.6) | 16 (1.70) | 975 (105.3) | 18 (1.88) | 976 (105.3) | 1 (0.10) | 996 (104.3) | 20 (2.05) | 1018 (103.2) | 22 (2.21) | 1059 (103.1) | 41 (4.03) |
| | はん用機械器具製造業 | 870 (108.8) | 12 (1.40) | 882 (107.6) | 12 (1.38) | 896 (106.0) | 14 (1.59) | 911 (104.6) | 15 (1.67) | 928 (103.3) | 17 (1.87) | 947 (102.3) | 19 (2.05) | 948 (102.3) | 1 (0.11) | 968 (101.4) | 20 (2.11) | 968 (R3.12.16) | 968 (R3.12.16) | 968 (R3.12.16) | |
| | 精密機械器具製造業 | 827 (103.4) | 14 (1.72) | 841 (102.6) | 14 (1.69) | 856 (101.3) | 15 (1.78) | 875 (100.5) | 19 (2.22) | 875 (H29.12.16) | |
| | 電気機械器具製造業 | 837 (104.6) | 14 (1.70) | 852 (103.9) | 15 (1.79) | 867 (102.6) | 15 (1.76) | 883 (101.4) | 16 (1.85) | 901 (100.3) | 18 (2.04) | 901 (H30.12.16) | |
| | 輸送用機械器具製造業 | 877 (109.6) | 14 (1.62) | 890 (108.5) | 13 (1.48) | 904 (107.0) | 14 (1.57) | 919 (105.5) | 15 (1.66) | 936 (104.2) | 17 (1.85) | 955 (103.1) | 19 (2.03) | 957 (103.2) | 2 (0.21) | 976 (102.2) | 19 (1.99) | 997 (101.1) | 21 (2.15) | 1,028 (100.1) | 31 (3.11) |
| | 自動車(新車)・小売業 | 859 (107.4) | 13 (1.54) | 873 (106.5) | 14 (1.63) | 888 (105.1) | 15 (1.72) | 904 (103.8) | 16 (1.80) | 921 (102.6) | 17 (1.88) | 941 (101.6) | 20 (2.17) | 943 (101.7) | 2 (2.17) | 943 (R2.12.16) | 943 (R2.12.16) | 943 (R2.12.16) | 943 (R2.12.16) | 943 (R2.12.16) | |
| | 各種商品小売業 | 810 (101.3) | 11 (1.38) | 823 (100.4) | 13 (1.60) | 847 (100.2) | 24 (2.92) | 847 (H28.12.16) | | |
| | 自動車(新車)・同部品小売業 | 800 (H19.12.16) | | | |
| 発効日 | (H26.12.16) | | (H27.12.16) | | (H28.12.16) | | (H29.12.16) | | (H30.12.16) | | (R1.12.16) | | (R2.12.16) | | (R3.12.16) | | (R4.12.16) | | R5.12.16 | | |

注)網掛け箇所は当該年度での金額改正が行われなかったもの(カッコ内は発効日)

令和6年7月25日

厚生労働大臣 武見 敬三 殿

中央最低賃金審議会
会長 藤村 博之

令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和6年6月25日に諮問のあった令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的な事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の待遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。
- 6 中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、

創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

- 7 価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることが要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、B to C事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。
- 8 いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

令和6年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和6年7月24日

- 1 令和6年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和6年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

| ランク | 都道府県 | 金額 |
|-----|---|-----|
| A | 埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪 | 50円 |
| B | 北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡 | 50円 |
| C | 青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄 | 50円 |

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、令和5年全員協議会報告の1(2)で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2024」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。

ア 労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」は、令和5年10月から令和6年6月までの期間で見た場合は平均3.2%で、前年同期の令和4年10月から令和5年6月までの平均4.3%から引き続き高い水準となっている。なお、消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事

業」の影響で一定程度押し下げられている（「総合」では、6月は0.25ポイント押し下げられていると試算されている）。

加えて、年間15回以上の購入頻度である食パン、鶏卵などの生活必需品を含む支出項目である、年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目についても、令和5年10月から令和6年6月までの期間で見た場合は平均5.4%で、前年同期の令和4年10月から令和5年6月までの平均4.8%から引き続き高い水準となっている。

消費者物価指数については、基本的には「持家の帰属家賃を除く総合」を基に議論すべきであるが、最低賃金の引上げにより時間当たり賃金が上昇した者がその增加分の賃金の多くを消費に回している調査結果が出ていることを踏まえると、生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいると考えられる。

こうした状況を踏まえれば、今年度においては、労働者の生計費については、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年10月以降の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、「頻繁に購入」する生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案する必要がある。

イ 賃金

賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第7回（最終）集計結果で、全体で5.10%、中小でも4.45%となっており、昨年を上回る33年ぶりの高い水準となっている。さらに、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給）の加重平均の引上げ率の概算も昨年を上回る5.74%となっている。

経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果（第1回集計）では、大手企業で5.58%、中小企業では3.92%となり、いずれも昨年を上回る水準である。また、日商による中小企業の賃金改定に関する調査の正社員の結果では全体で3.62%、20人以下の企業で3.34%、パート・アルバイトの結果では全体で3.43%、20人以下で3.88%となっている。

賃金改定状況調査結果については、第4表①②における賃金上昇率（ランク計）は2.3%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大値であった昨年の結果（2.1%）を上回っている。また、継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率（ランク計）は2.8%となっており、これも昨年の結果（2.5%）を上回った。この第4表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

大企業を対象に含む結果である春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、30

人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果をみると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引上げの状況が見られる。

ウ 通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。

関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益のうち、経常利益については、令和4年度は資本金1,000万円以上で11.8%、1,000万円未満で70.7%の増加となっている。また、売上高経常利益率については、資本金1,000万円以上では、四半期ごとで令和5年は6～9%程度で推移、令和6年の第1四半期は7.1%となっており、安定して改善の傾向にある。また、労働分配率について、令和4年度は資本金1,000万円以上で65.0%、資本金1,000万円未満で84.6%となっており、企業の規模が小さいほど労働分配率は高くなっているものの、資本金1,000万円未満において、足下では令和3年度から6.4ポイント低下している。加えて、従業員一人当たり付加価値額について、令和3年度は、資本金1,000万円未満規模の製造業・非製造業ともに前年度比マイナスだったものが、令和4年度は、資本金1,000万円未満の製造業で4.5%、非製造業で5.7%と改善している。

一方で日銀短観における売上高経常利益率の大企業と中小企業との開きについては、令和4年度では製造業で6.28ポイントの差、非製造業で3.82ポイントの差だったのに対し、令和5年度では製造業で6.79ポイントの差、非製造業で4.61ポイントの差となっており、二極化の傾向にある。

また、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁については、中小企業庁が公表した令和6年3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査によると、前回令和5年9月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査と比べて、受注企業のうちコスト増加分を全額価格転嫁できた割合は約3ポイント増加(16.9%→19.6%)、一部でも価格転嫁できた割合は約4ポイント増加(63.0%→67.2%)し、転嫁状況は一部では好転する一方、1～3割しか価格転嫁できなかつた割合は約4ポイント増加(19.6%→23.4%)し、また、全く転嫁できず又は減額された企業も約2割となっており、二極化の兆しがある。労務費について見ると、価格交渉が行われた企業(59.5%)のうち、その約7割において労務費の価格交渉が実施されている一方で、約1割(8.8%)の企業が「労務費が上昇し、価格交渉を必要と考えたができなかつた」と回答している。

さらに、倒産件数については、新型コロナウィルス感染症流行下である令和2

年から令和4年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したものの、直近の令和5年においては感染拡大前の水準まで増加し8,690件となっており、また、令和6年1～6月の物価高（インフレ）倒産については、484件（前年同期375件、29.1%増）発生しており、年半期で初めて450件を超え、過去最多を大幅に更新している。

なお、賃金改定状況調査の第4表における賃金上昇率は、企業において賃金支払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と大きな差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられ、また、法人企業統計における従業員一人当たり付加価値額をみると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことからも、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

エ 各ランクの引上げ額の目安

最低賃金について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」等において、「今年は、昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の賃金支払能力の3要件も踏まえて、最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会でしっかりと議論いただく」こと、

「労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030年代半ばまでに1,500円となることをを目指す目標について、より早く達成ができるよう、中小企業・小規模事業者の自動化・省力化投資や、事業承継、M&Aの環境整備等について、官民連携して努力する」とこととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。さらに、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない、あるいは労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が一定程度存在することも十分に考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、ア～ウで触れたように、①労働者の生計費については、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は、昨年10月から今年6月まで平均3.2%となるなど、昨年に引き続き高い水準となっていること、また、生活必需品を含む「頻繁に購入」する支出項目に係る消費者物価も昨年10月から今年6月まで平均5.4%の高い水準であることを考慮し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、この水準を勘案することが、今年度は適当と考えられる。

また、②賃金について、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果に関して全体で5%台と昨年を上回る33年ぶりの高い水準となっていることや、中小企業については3%後半から4%台、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額については5%台後半の引上げでいずれも昨年を上回る水準となっていることに加

え、賃金改定状況調査結果第4表①②における今年の賃金上昇率が2.3%で昨年を上回り平成14年以降最大のものとなっている。

③通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、景気や企業の利益において改善の傾向にある。しかし、売上高経常利益率の大企業と中小企業の差が広がっていることや、価格転嫁率が示すように賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在し、二極化の傾向にあると考えられる。また、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。こうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

これらを総合的に勘案し、特に今年度は、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視した。また、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものであることに留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安(以下「目安額」という。)を検討するに当たっては5.0% (50円)を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」等において、「今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②③における賃金上昇率はCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっている。さらに、消費者物価の上昇率は、Cランクがやや高めに推移している。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況である。各ランクの目安額について、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得るが、各ランクの引上げ額が同額であった場合でも、地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引上げ率がより高くなること、また、引上げ額が増すほど引上げ率がより高くなることについて留意する必要がある。

これらのこと考慮すれば、Aランク50円(4.6%)、Bランク50円(5.2%)、Cランク50円(5.6%)とすることが適当であると考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は80.2%から81.1%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。ただし、地域間の金額の差についても引き続き注視する必要がある。

オ 政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に勘案することを原則とし、今年度は、特に消費者物価の上昇が続いていることを重視するとともに、春季労使交渉を始めとする賃金上昇率が昨年を上回る水準となっていること、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にあることなどから、目安額を決めた。

一方で、労務費を含む価格転嫁の状況が二極化の傾向にあることや、倒産件数、特に物価高倒産が足下で増加しているといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、一部の中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。また、都市部以外の地域においては小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもあり、従業員の待遇改善と企業の持続的発展との両立を図る観点への配慮も必要である。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的な事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の待遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

さらに、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執

行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めるなどを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、B to C事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。

力 地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

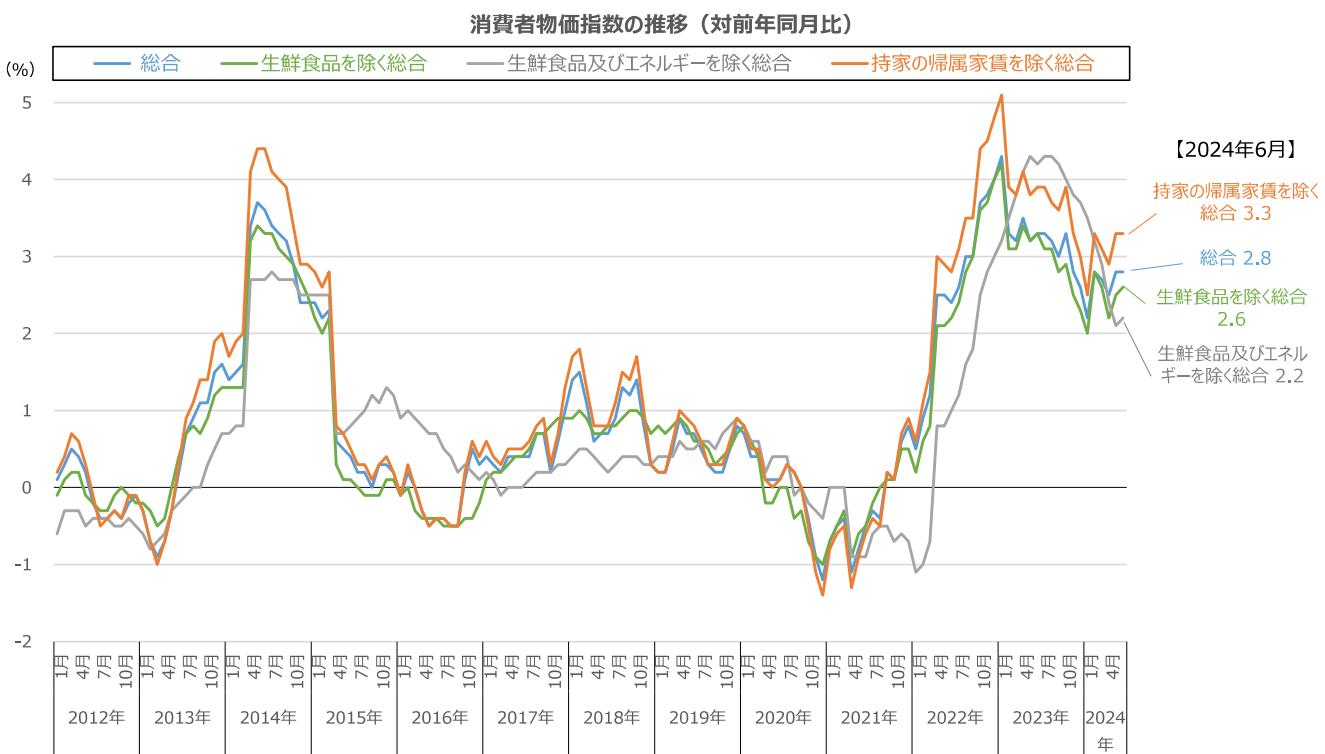
(3) 最低賃金引上げの影響については、令和5年全員協議会報告の3(1)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要

である。

参考資料

消費者物価指数の推移(対前年同月比)

- 2024年6月の消費者物価指数の「総合」は+2.8%、「生鮮食品を除く総合」は+2.6%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+2.2%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+3.3%となっている(いずれも対前年同月比)。
- 物価の上昇は2023年以降、減少の傾向にあるものの、足下はプラスで推移している。



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

2023 (R5) 年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

- 消費者物価指数の対前年上昇率について、2023年10月以降、全国では2.5%～3.9%で推移し、2023年10月～2024年6月平均の対前年同期の上昇率は3.2%となっている。

(単位 : %)

| | 2023年 | | | 2024年 | | | | | | 2023年10月～ 2024年6月 平均 |
|-------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|----------------------------|
| | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | |
| 全 国 | 3.9 | 3.3 | 3.0 | 2.5 | 3.3 | 3.1 | 2.9 | 3.3 | 3.3 | 3.2 |
| A ランク | 3.7 | 3.1 | 2.6 | 2.1 | 3.0 | 2.9 | 2.7 | 3.1 | 3.2 | 3.0 |
| B ランク | 3.8 | 3.3 | 3.0 | 2.5 | 3.3 | 3.1 | 3.1 | 3.4 | 3.4 | 3.2 |
| C ランク | 4.0 | 3.6 | 3.4 | 3.0 | 3.8 | 3.5 | 3.2 | 3.6 | 3.4 | 3.5 |

資料出所 総務省「消費者物価指数」

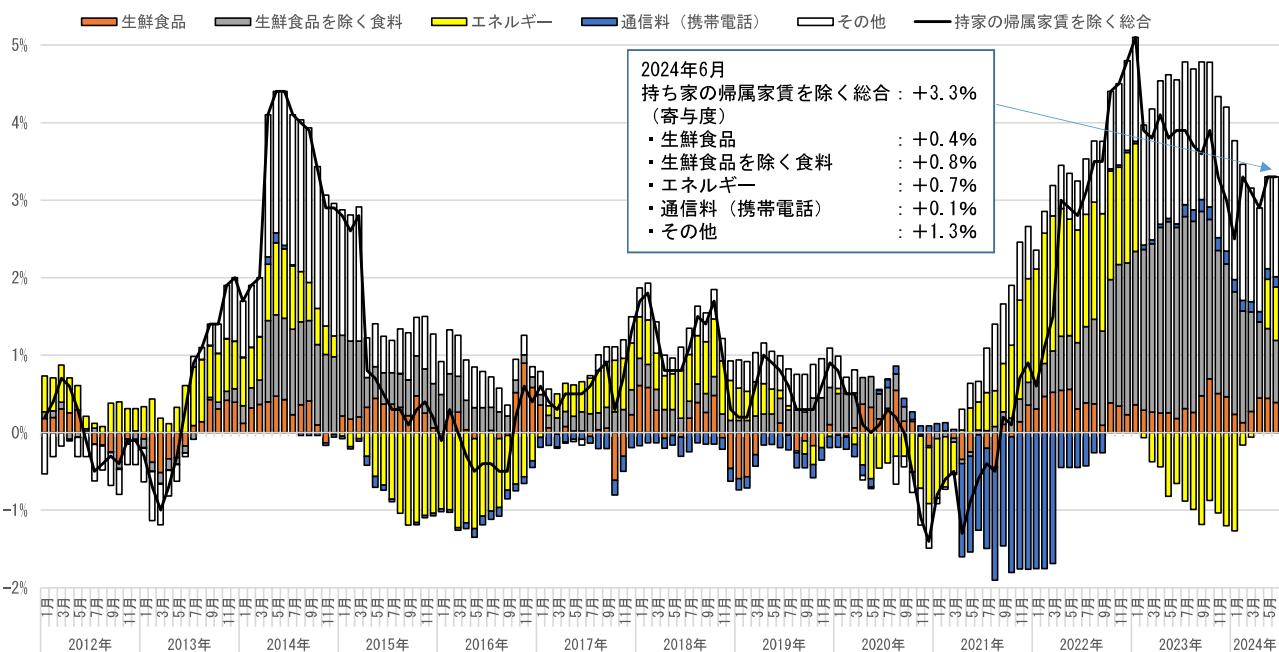
- (注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
 3 各ランクは、2023年度からの適用区分である。
 4 「2023年10月～2024年6月」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

2

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移

- 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」(前年同月比)は、2024年6月に+3.3%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料やエネルギーの寄与度が大きい。またエネルギーは、2023年2月以降マイナスの寄与度が大きかったが、2024年2月以降マイナスの寄与度は小さくなり、2024年5月以降はプラスに寄与している。

消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の前年同月比の主な項目別寄与度の推移



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウエイト／持家の帰属家賃を除く総合のウエイト×（当月の当該項目の指数－前年同月の当該項目の指数）／前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。

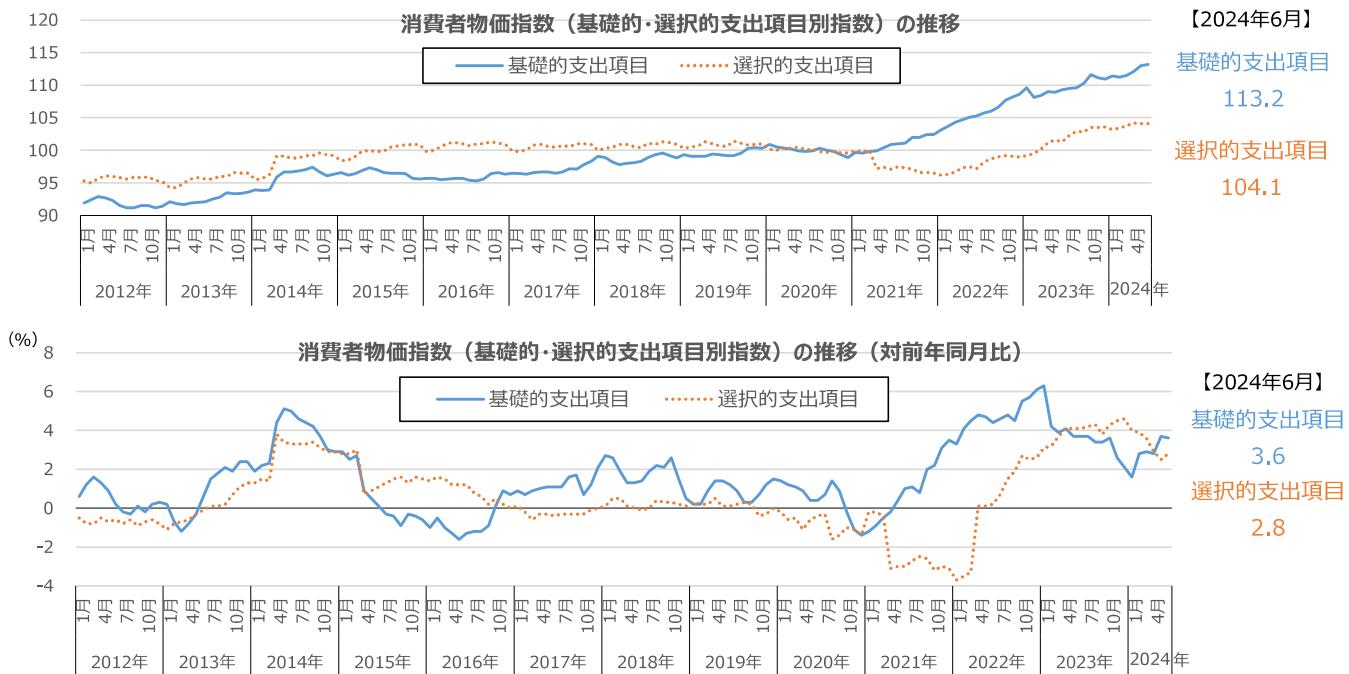
2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。

3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

3

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指標」の推移

- 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指標」を見ると、「基礎的支出項目」は2021年以降、「選択的支出項目」は2022年以降上昇を継続している。



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

(注) 1. 基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。

選択的支出項目（贅沢品的なもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。

2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。

3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指標は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

4

電気・ガス価格激変緩和対策事業

(総予算額：3兆7,490億円 うち2022年度第2次補正：3兆1,074億円、2023年度補正：6,416億円)

- 電気・都市ガスの小売事業者等が、需要家の使用量に応じ、電気・都市ガス料金の値引きを実施。
- 当該措置は2024年5月使用分まで講じ、同5月使用分については激変緩和の幅を縮小する。

値引き単価

2024年4月使用分まで

〈電気〉

低圧：3.5円/kWh

高圧：1.8円/kWh

〈都市ガス〉

15円/m³

※家庭及び年間契約量1,000万m³未満の企業等が対象

2024年5月使用分

〈電気〉

低圧：1.8円/kWh

高圧：0.9円/kWh

〈都市ガス〉

7.5円/m³

※家庭及び年間契約量1,000万m³未満の企業等が対象

5

消費者物価指数に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果の推移

- 消費者物価指数「総合」に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果は、2024年6月では、-0.25となっている。2023年2月～9月は-1.01～-0.98、2023年10月～2024年5月は-0.49～-0.48で推移していた。

消費者物価指数「総合」に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果(寄与度)試算値

| 2023年 | | | | | | | | | | | | 2024年 | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--|
| 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | |
| -1.01 | -1.00 | -1.00 | -1.00 | -1.00 | -0.99 | -0.99 | -0.98 | -0.49 | -0.49 | -0.49 | -0.48 | -0.49 | -0.49 | -0.48 | -0.48 | -0.25 | |

(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

<電気・ガス価格激変緩和対策事業 値引き単価>

2023年1～8月使用分 低圧契約は1kWh当たり7円、高圧契約は1kWh当たり3.5円、都市ガス料金は1m³当たり30円

2023年9月～2024年4月使用分 低圧契約は1kWh当たり3.5円、高圧契約は1kWh当たり1.8円、都市ガスは1m³当たり15円

2024年5月使用分 電気の低圧契約は1kWh当たり1.8円、高圧契約は1kWh当たり0.9円、都市ガスは1m³当たり7.5円

※都市ガスは年間契約量が1,000万m³未満の家庭や企業等が対象

6

消費者物価指数(「頻繁に購入する品目」)の対前年上昇率の推移

- 消費者物価指数は、指数组品目を家計調査から得られる1世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指を作成している。
- 購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」については、年間購入頻度15.0回以上の品目である。

(単位：%)

| | 2023年 | | | 2024年 | | | | | | 2023年10月～ 2024年6月 平均 | 2022年10月～ 2023年6月 平均 |
|-------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|----------------------------|----------------------------|
| | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | | |
| 頻繁に購入 | 8.3 | 6.4 | 6.6 | 5.6 | 4.8 | 4.8 | 4.5 | 4.0 | 3.5 | 5.4 | 4.8 |

【参考】「頻繁に購入する品目」の構成

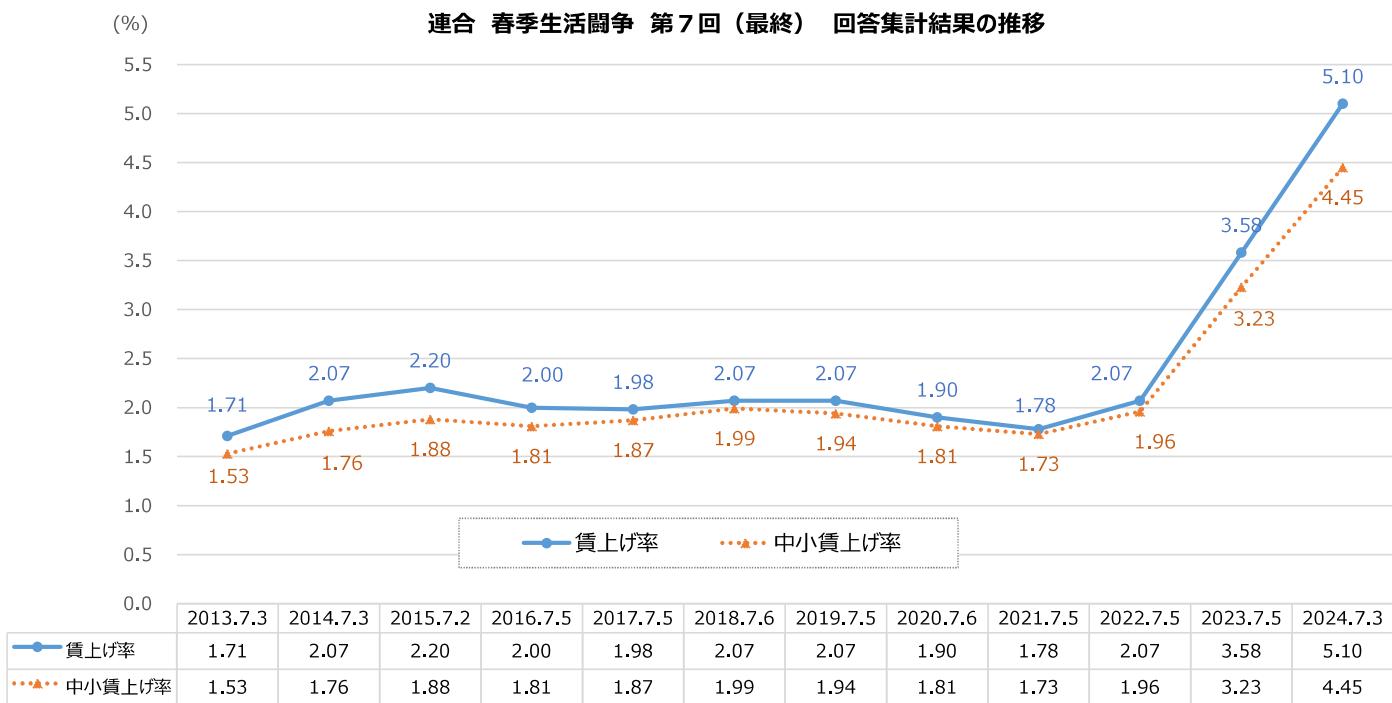
| | | |
|----------|------|---------|
| 食パン | 鶏卵 | せんべい |
| あんパン | キャベツ | ポテトチップス |
| カレーパン | ねぎ | チョコレート |
| ゆでうどん | レタス | アイスクリーム |
| カップ麺 | もやし | おにぎり |
| 中華麺 | にんじん | 調理パン |
| かまぼこ | たまねぎ | サラダ |
| 豚肉（国産品） | きゅうり | 茶飲料 |
| 豚肉（輸入品） | トマト | コーヒー飲料A |
| 鶏肉 | ピーマン | 野菜ジュース |
| ハム | しめじ | 炭酸飲料 |
| ソーセージ | 豆腐 | ポリ袋 |
| 牛乳 | 油揚げ | 診療代 |
| ヨーグルト | 納豆 | ガソリン |
| チーズ（国産品） | バナナ | |

(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

7

連合 春季賃上げ妥結状況

- 連合の春闘第7回(最終)回答集計結果(7月3日公表)では、全体の賃上げ率は5.10%(中小賃上げ率は4.45%)となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。



(資料出所) 連合「2024春季生活闘争第7回（最終）回答集計結果」（2024年7月3日）をもとに厚生労働省労働基準局において作成
(注) 各年データは平均賃金方式（加重平均）による定算相当込み賃上げ率。

8

連合 春季賃上げ妥結状況(有期・短時間・契約等労働者)

連合(有期・短時間・契約等労働者)

第7回(最終)回答集計結果(令和6年7月3日)

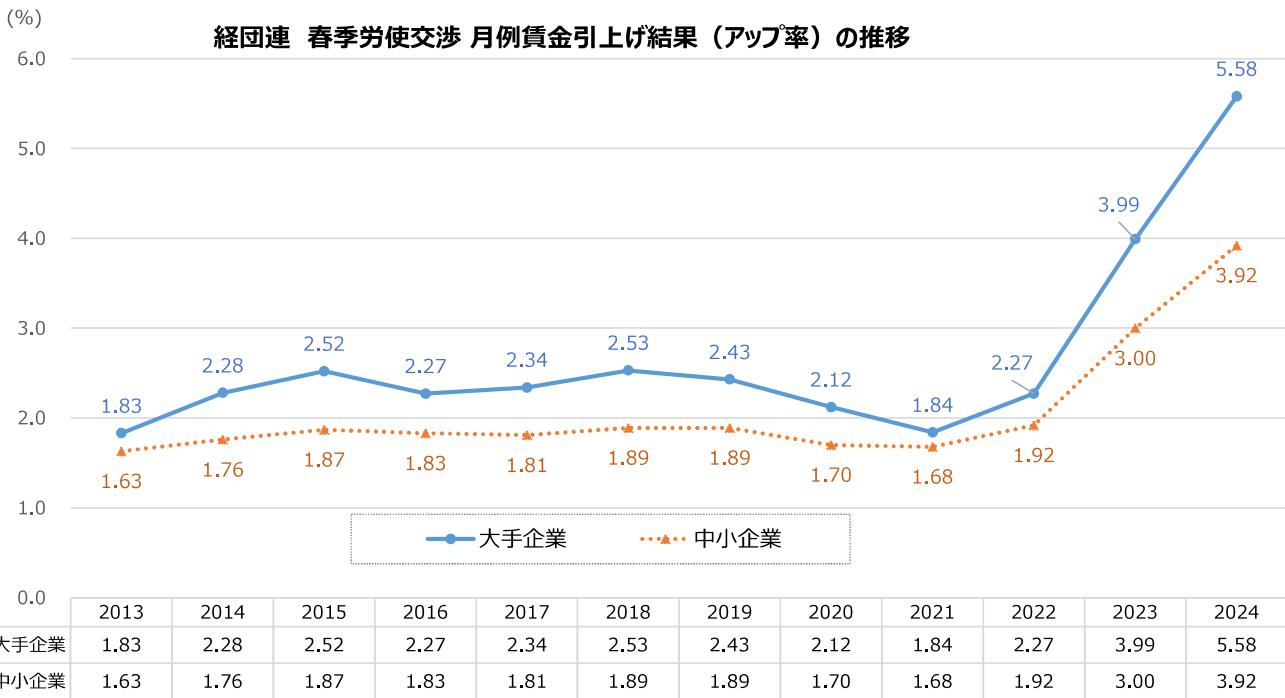
| | | | 単純平均 | 加重平均 |
|----|-------------------|--------------|-----------------------|----------------------------------|
| 時給 | 386組合 885,369人 | 賃上げ額 引上げ率 | 53.78円 (39.74円) — | 62.70円 (52.78円) 5.74% (5.01%) |
| | | 平均時給 | 1,148.92円 (1,091.78円) | 1,155.02円 (1,095.67円) |
| 月給 | 146組合 27,845人 | 賃上げ額 | 9,137円 (6,647円) | 10,869円 (6,828円) |
| | | 賃上げ率 | 4.23% (3.09%) | 4.98% (3.18%) |

(注) ()内の数値は、令和5年7月5日付 第7回(最終)回答集計結果。

9

経団連 春季賃上げ妥結状況

- 2024年の経団連 春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業5.58%(第1回集計)、中小企業3.92%(第1回集計)となっている。



(資料出所) 経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2024年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2024年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。

(注) 2023年までは最終集計結果、2024年は第1回集計結果

10

日商 中小企業の賃金改定に関する調査

日商 中小企業の賃金改定に関する調査(令和6年6月5日)

| | | (加重平均) | |
|-----------------------|--------|--------|--|
| 正社員 (月給) | 全体 | 9,662円 | |
| | 1,586社 | 3.62% | |
| | 20人以下 | 8,801円 | |
| パート・ アルバイト (時給) | 709社 | 3.34% | |
| | 全体 | 37.6円 | |
| | 1,070社 | 3.43% | |
| 20人以下 | 450社 | 43.3円 | |
| | | 3.88% | |

(注) 1 前年4月と当年4月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い従業員が対象。

2 1,979社が回答し、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計より除外。

11

法人企業統計による企業収益②（四半期）

(単位：億円、%)

| | | 令和4年 | | | | 令和5年 | | | | 令和6年 |
|----------|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 1～3月 | 4～6月 | 7～9月 | 10～12月 | 1～3月 | 4～6月 | 7～9月 | 10～12月 | 1～3月 |
| 経常利益 | 資本金規模1,000万円以上 | 228,323 | 283,181 | 198,098 | 223,768 | 238,230 | 316,061 | 237,975 | 252,754 | 274,279 |
| | 前年同期比 | 13.7 | 17.6 | 18.3 | ▲ 2.8 | 4.3 | 11.6 | 20.1 | 13.0 | 15.1 |
| | 〃 10億円以上 | 124,141 | 200,931 | 121,094 | 125,200 | 123,862 | 220,392 | 140,332 | 152,326 | 136,516 |
| | 前年同期比 | 18.2 | 23.2 | 27.3 | 6.4 | ▲ 0.2 | 9.7 | 15.9 | 21.7 | 10.2 |
| | 〃 1億円～10億円 | 40,289 | 37,369 | 35,024 | 40,225 | 39,747 | 40,227 | 44,412 | 46,316 | 49,086 |
| | 前年同期比 | 19.3 | 16.7 | 13.2 | ▲ 2.9 | ▲ 1.3 | 7.6 | 26.8 | 15.1 | 23.5 |
| | 〃 1,000万円～1億円 | 63,893 | 44,881 | 41,981 | 58,343 | 74,621 | 55,442 | 53,231 | 54,112 | 88,677 |
| 売上高経常利益率 | 前年同期比 | 3.1 | ▲ 1.6 | 1.3 | ▲ 18.0 | 16.8 | 23.5 | 26.8 | ▲ 7.3 | 18.8 |
| | 資本金規模1,000万円以上 | 6.3 | 8.4 | 5.7 | 6.0 | 6.3 | 8.9 | 6.5 | 6.5 | 7.1 |
| | 〃 10億円以上 | 8.3 | 14.0 | 8.1 | 8.1 | 7.9 | 15.0 | 9.4 | 9.5 | 8.8 |
| | 〃 1億円～10億円 | 5.2 | 5.2 | 4.6 | 4.9 | 4.8 | 4.9 | 5.1 | 5.2 | 5.5 |
| | 〃 1,000万円～1億円 | 4.8 | 3.7 | 3.4 | 4.3 | 5.4 | 4.3 | 4.1 | 3.9 | 6.2 |

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

2 四半期別調査は、資本金規模1,000万円以上の企業が対象。

16

法人企業統計による資本金規模別労働分配率

(単位：%)

| | | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 参考：母集団数 (単位：社) |
|-------|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------------------|
| 労働分配率 | 規模計 | 68.8 | 67.5 | 67.6 | 66.2 | 66.3 | 68.6 | 71.5 | 68.9 | 67.5 | 2,941,615 |
| | 資本金規模1,000万円以上 | 67.0 | 65.4 | 65.2 | 64.1 | 64.5 | 66.6 | 69.3 | 66.0 | 65.0 | 909,127 |
| | 〃 10億円以上 | 55.0 | 52.8 | 53.7 | 51.7 | 51.3 | 54.9 | 57.6 | 52.4 | 51.2 | 4,738 |
| | 〃 1億円～10億円 | 69.1 | 68.0 | 66.5 | 65.8 | 65.6 | 67.8 | 69.6 | 66.0 | 65.1 | 25,894 |
| | 〃 1,000万円～1億円 | 76.4 | 75.3 | 74.3 | 74.2 | 76.0 | 77.1 | 80.0 | 78.8 | 77.3 | 878,495 |
| | 〃 1,000万円未満 | 81.1 | 82.3 | 83.4 | 80.3 | 78.5 | 82.3 | 86.5 | 91.0 | 84.6 | 2,032,488 |

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

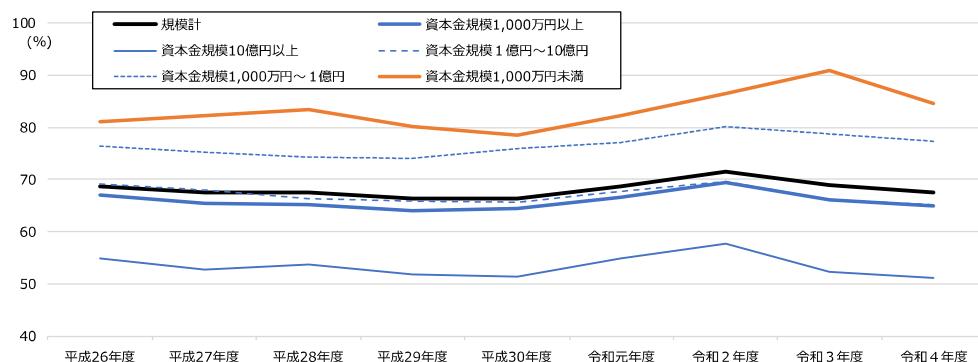
2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

3 各項目・指標の算出は以下のとおり。

労働分配率＝人件費÷付加価値額。

付加価値額＝人件費+支払利息等+動産・不動産貸借料+租税公課+営業純益。

人件費＝役員給与+役員賞与+従業員給与+従業員賞与+福利厚生費。



17

従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位:万円、%)

| | 産業・資本金規模計 | 製造業 | | | | | | 非製造業 | | | | | |
|----------|-----------|-------------|-------------|--------------------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|--------------------|-----------|-----------|-----------|
| | | 資本金1億円以上 | | 資本金1千万円以上 1億円未満 | | 資本金1千万円未満 | | 資本金1億円以上 | | 資本金1千万円以上 1億円未満 | | 資本金1千万円未満 | |
| | | 前年度比 | 前年度比 | 前年度比 | 前年度比 | 前年度比 | 前年度比 | 前年度比 | 前年度比 | 前年度比 | 前年度比 | 前年度比 | 前年度比 |
| 平成 25 年度 | 690 | 3.6 | 1,135 | 10.9 | 543 | 1.5 | 453 | 4.4 | 964 | 3.0 | 559 | 1.6 | 478 ▲ 0.2 |
| 平成 26 年度 | 705 | 2.2 | 1,149 | 1.2 | 547 | 0.7 | 446 | ▲ 1.5 | 972 | 0.8 | 570 | 2.0 | 490 2.5 |
| 平成 27 年度 | 725 | 2.8 | 1,137 ▲ 1.0 | 1.5 | 555 | 1.5 | 521 | 16.8 | 1,007 | 3.6 | 586 | 2.8 | 491 0.2 |
| 平成 28 年度 | 727 | 0.3 | 1,158 | 1.8 | 554 | ▲ 0.2 | 527 | 1.2 | 1,033 | 2.6 | 582 ▲ 0.7 | 503 | 2.4 |
| 平成 29 年度 | 739 | 1.7 | 1,227 | 6.0 | 572 | 3.2 | 484 | ▲ 8.2 | 1,036 | 0.3 | 591 | 1.5 | 502 ▲ 0.2 |
| 平成 30 年度 | 730 ▲ 1.2 | 1,201 ▲ 2.1 | 570 ▲ 0.3 | 485 | 0.2 | 1,059 | 2.2 | 566 ▲ 4.2 | 494 ▲ 1.6 | 551 ▲ 2.7 | 496 0.4 | 536 ▲ 2.7 | 483 ▲ 2.6 |
| 令和 1 年度 | 715 ▲ 2.1 | 1,104 ▲ 8.1 | 551 ▲ 3.3 | 467 ▲ 3.7 | 1,035 ▲ 2.3 | 551 ▲ 2.7 | 496 0.4 | 536 ▲ 2.7 | 483 ▲ 2.6 | 552 3.0 | 457 ▲ 5.4 | 483 5.7 | 483 5.7 |
| 令和 2 年度 | 688 ▲ 3.8 | 1,064 ▲ 3.6 | 540 ▲ 2.0 | 436 ▲ 6.6 | 957 ▲ 7.5 | 536 ▲ 2.7 | 483 5.7 | 536 ▲ 2.7 | 483 ▲ 2.6 | 552 3.0 | 457 ▲ 5.4 | 483 5.7 | 483 5.7 |
| 令和 3 年度 | 722 4.9 | 1,283 20.6 | 569 5.4 | 424 ▲ 2.8 | 995 4.0 | 552 3.0 | 457 ▲ 5.4 | 483 ▲ 2.6 | 483 5.7 | 483 5.7 | 483 5.7 | 483 5.7 | 483 5.7 |
| 令和 4 年度 | 738 2.2 | 1,279 ▲ 0.3 | 569 0.0 | 443 4.5 | 1,066 7.1 | 569 3.1 | 483 5.7 | 483 5.7 | 483 5.7 | 483 5.7 | 483 5.7 | 483 5.7 | 483 5.7 |

資料出所 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与

+ 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

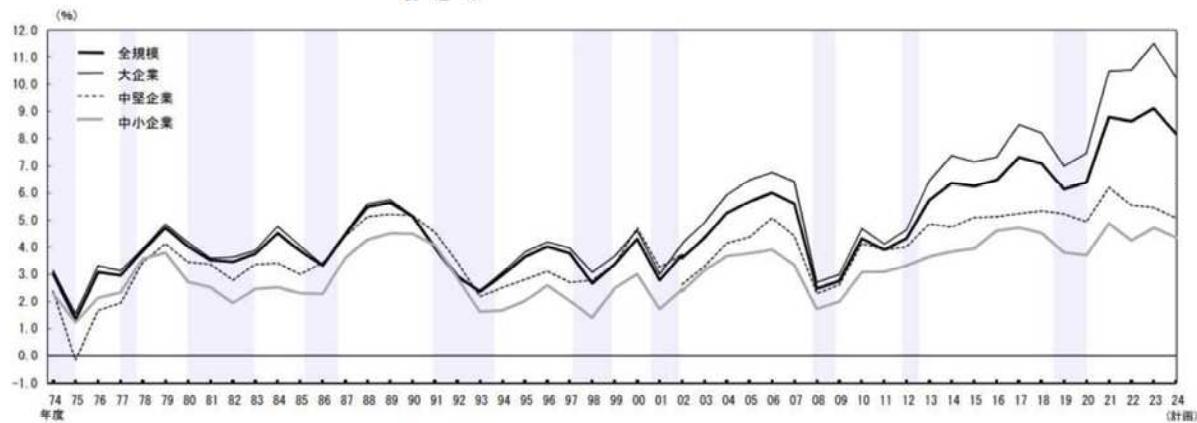
「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。

18

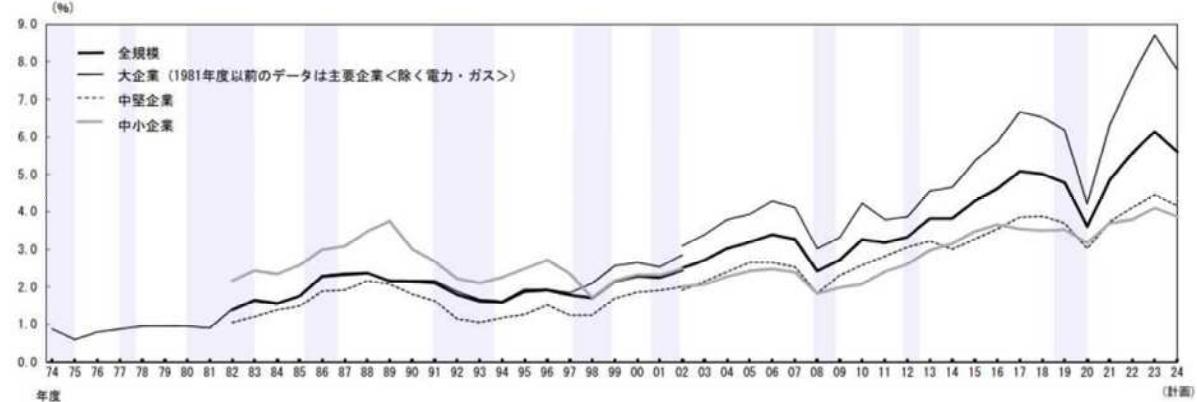
売上高経常利益率の推移(日銀短観)

▽売上高経常利益率の推移

製 造 業



非 製 造 業



資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観) (2024年6月調査)

19

売上高経常利益率の推移(日銀短観)

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (計画) | 令和6年度 (計画) |
|------|------|-------|-------|---------------|---------------|
| 規模計 | 製造業 | 8.79 | 8.64 | 8.83 | 8.41 |
| | 非製造業 | 4.85 | 5.57 | 5.78 | 5.58 |
| 大企業 | 製造業 | 10.48 | 10.52 | 11.32 | 10.78 |
| | 非製造業 | 6.31 | 7.61 | 8.17 | 7.81 |
| 中堅企業 | 製造業 | 6.21 | 5.55 | 5.01 | 4.65 |
| | 非製造業 | 3.73 | 4.11 | 4.19 | 4.02 |
| 中小企業 | 製造業 | 4.87 | 4.24 | 4.29 | 4.26 |
| | 非製造業 | 3.70 | 3.79 | 3.86 | 3.86 |

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

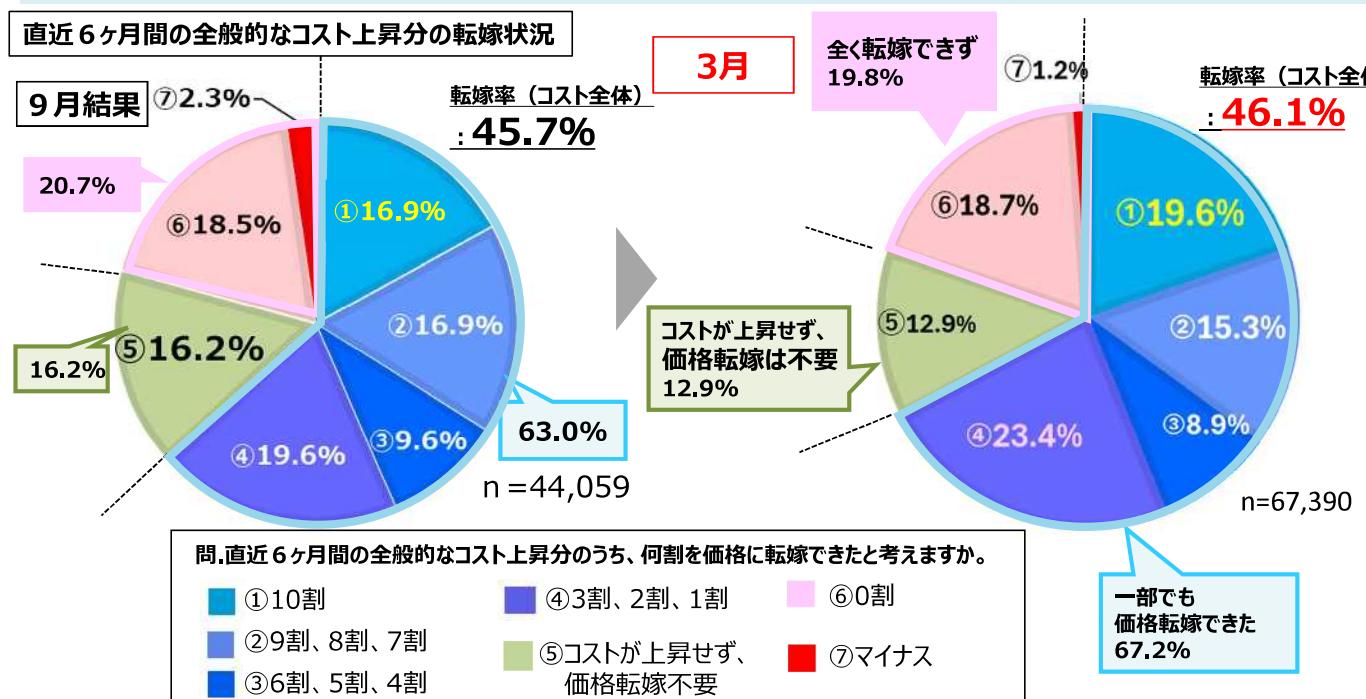
(注) 売上高経常利益率

回答企業の総売上高(財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除して、売上高経常利益率を算出する。

20

価格転嫁の状況①【コスト全般】

- コスト全体の価格転嫁率は46.1%、昨年9月より微増(45.7%→46.1%)。
- 受注企業のうち、コスト増加分を全額(10割)価格転嫁できた割合(①)は約3ポイント増加(16.9%→19.6%)。一部でも価格転嫁できた割合は、約4ポイント増加(63.0%→67.2%)。
- 一方、1~3割しか価格転嫁できなかつた割合(④)は約4ポイント増加(19.6%→23.4%)。全く転嫁できず/減額された企業も約2割。
⇒ 価格転嫁の裾野は更に広がりつつある一方、「転嫁できた企業」と「出来ない企業」で2極化の兆しもあり、転嫁対策の徹底が重要。

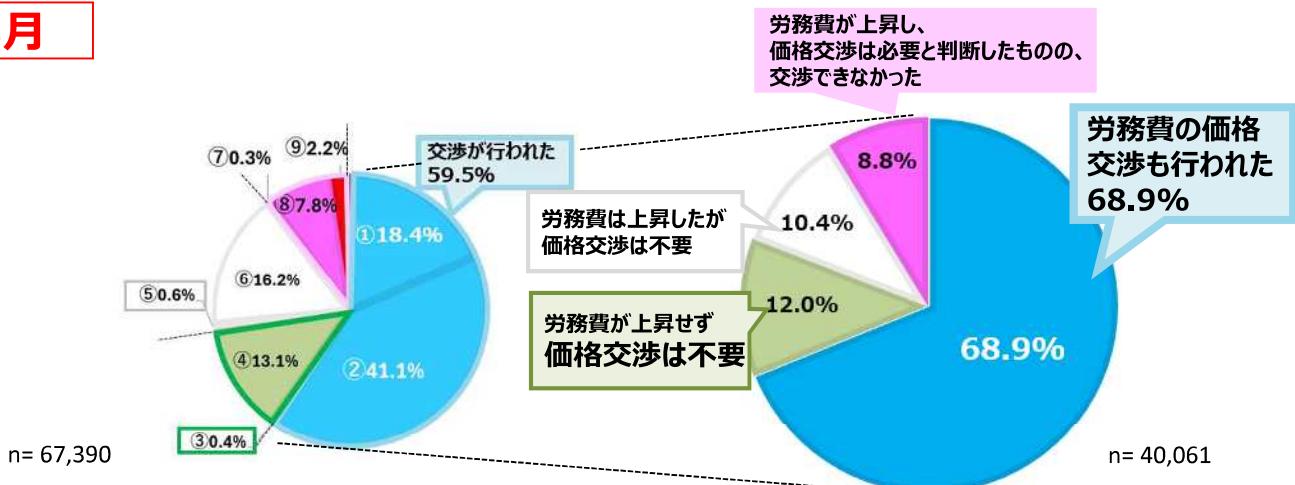


21

(今回初の調査①) 労務費についての価格交渉の状況

- 今回調査では、昨年11月に「労務費の指針」が策定・公表されたことを踏まえ、「労務費について、価格交渉できたか」調査。
 - 価格交渉が行われた企業（59.5%）のうち、その約7割において、労務費についても価格交渉が実施された。
 - 一方で、約1割（8.8%）の企業が、「労務費が上昇し、価格交渉を必要と考えたが出来なかった」と回答。 そうした企業からの具体的な声は、以下の通り。（例：労務費アップは自助努力で対応すべき）
- ⇒ 引き続き、公正取引委員会等と連携し、「労務費の指針」を周知・徹底していく。

3月



アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲ 労務費については、「自助努力で解決すべき」として、交渉自体を拒否された。
- ▲ 労務費上昇分について要求されるエビデンスを示す事が出来ず、諦めざるを得なかつた。
- ▲ 価格交渉しようとしたが、「労務費が上昇しているのは御社だけではありません。」と言われ、交渉に応じてもらえなかつた。
- ▲ 10年以上同様の業務（工事）を請け負っている為、価格を毎年同じにしている。

22

倒産件数(実数)の推移

- 倒産件数の推移をみると、長期的には減少傾向にあるが、足下の推移では上昇傾向にある。

【足下の推移】



【長期的な推移】



23

倒産件数及び物価高倒産件数の推移

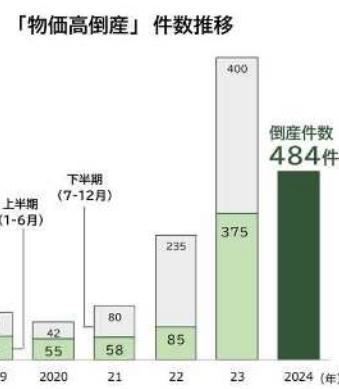
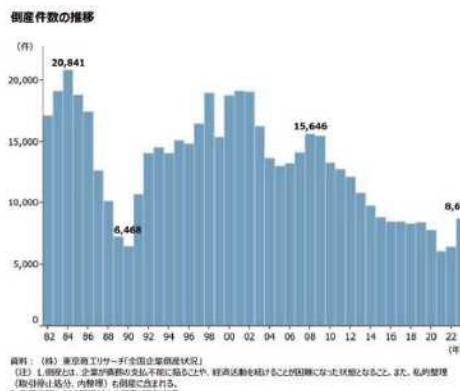
2024年版 中小企業白書（抜粋）（左図）

第1部 令和5年度（2023年度）の中小企業の動向

第1-2-25 図は、「全国企業倒産状況」を用いて、倒産件数の推移を見たものである。これを見ると、感染症下である2020年から2022年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したことが分かる。一方、直近の2023年においては感染拡大前の水準まで増加し、8,690件となっている。

全国企業倒産集計（2024年6月報）（抜粋）（右図）

物価高（インフレ）倒産は、484件（前年同期375件、29.1%増）発生した。年半期で初めて450件を超える過去最多を大幅に更新した。このペースで推移した場合、2024年通年の件数は900件を超える可能性がある。業種別では、『建設業』（124件）が最も多く、『製造業』（109件）、『運輸・通信業』（91件）が続いた。

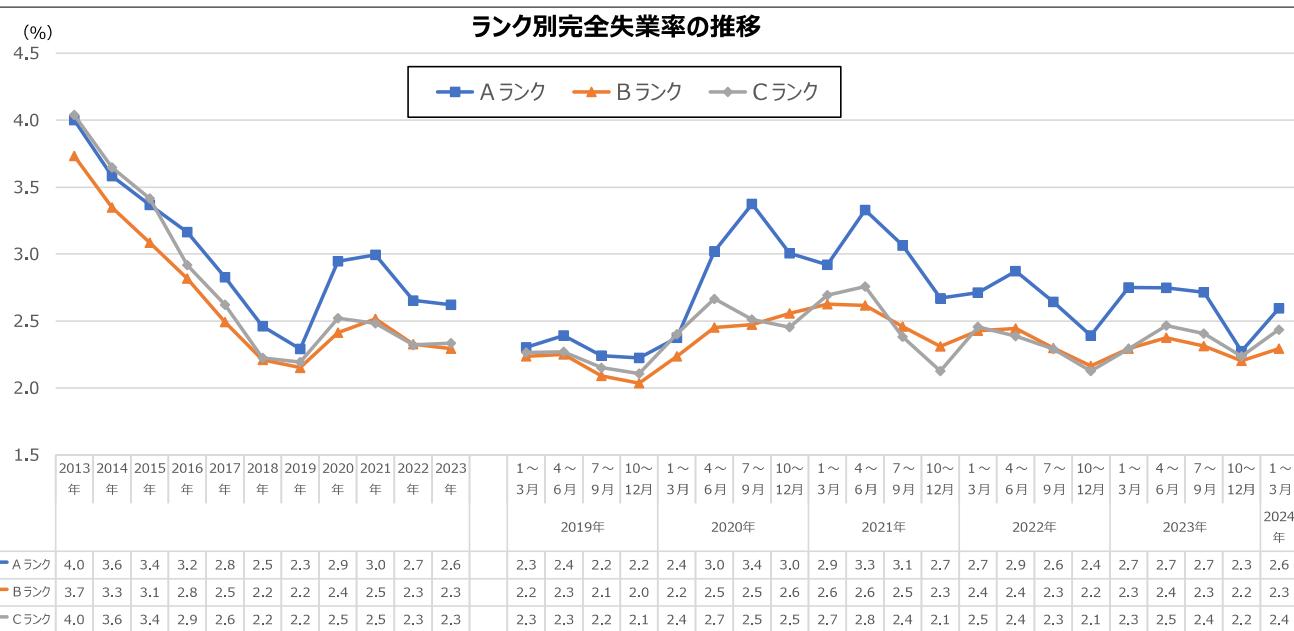


（資料出所）中小企業庁「2024年版中小企業白書」、帝国データバンク「全国企業倒産集計（2024年6月報）」
※本文の下線は厚生労働省労働基準局にて追記

24

ランク別完全失業率の推移

- ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年4～6月期頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、このところ緩やかな改善傾向にある。



（資料出所）総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。

（注）1. モデル推計による都道府県別結果。

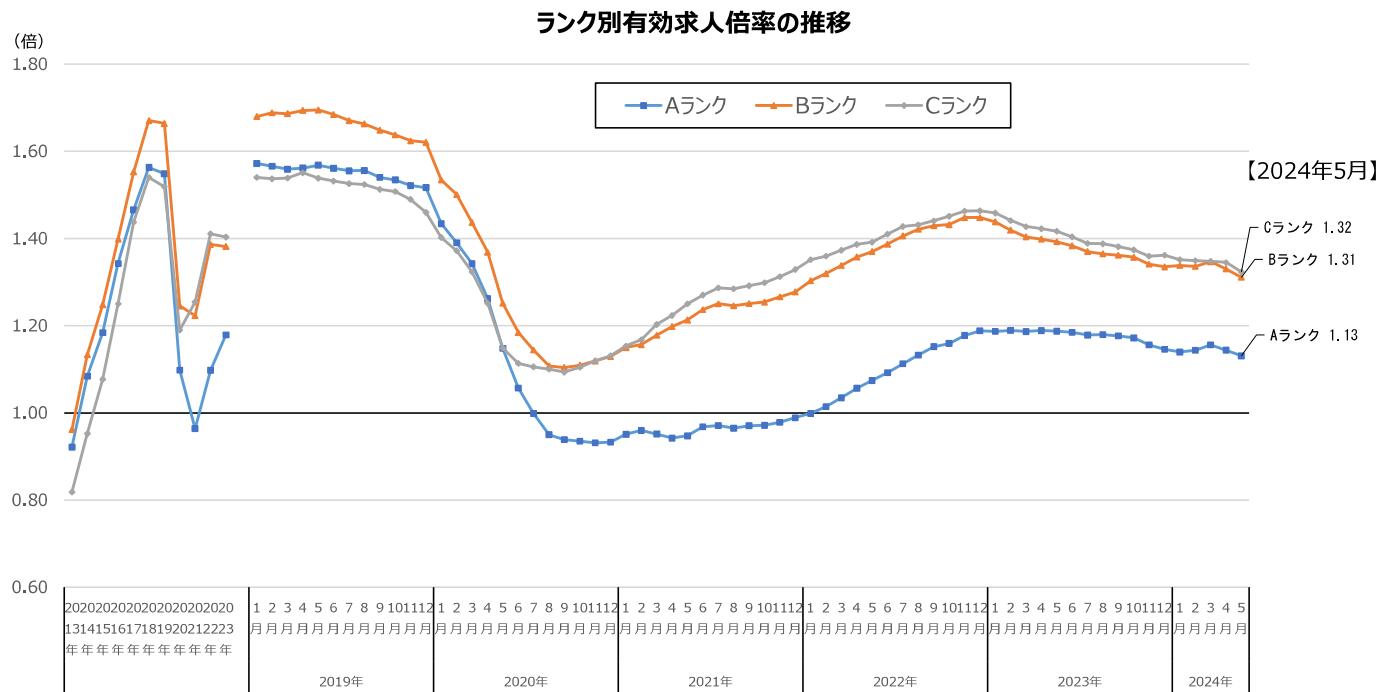
2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

25

ランク別有効求人倍率の推移

○ ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では横這いとなっている。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

(注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人件数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

26

有効求人倍率の推移

| | 平成 26年 | 平成 27年 | 平成 28年 | 平成 29年 | 平成 30年 | 令和 元年 | 令和 2年 | 令和 3年 | 令和 4年 | 令和 5年 | 令和6年 | | | | |
|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|------|------|------|------|------|
| | | | | | | | | | | | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 |
| 全国 | 1.09 | 1.20 | 1.36 | 1.50 | 1.61 | 1.60 | 1.18 | 1.13 | 1.28 | 1.31 | 1.27 | 1.26 | 1.28 | 1.26 | 1.24 |
| | 1.08 | 1.18 | 1.34 | 1.47 | 1.56 | 1.55 | 1.10 | 0.96 | 1.10 | 1.18 | 1.14 | 1.14 | 1.16 | 1.14 | 1.13 |
| | 1.13 | 1.25 | 1.40 | 1.55 | 1.67 | 1.66 | 1.25 | 1.22 | 1.39 | 1.38 | 1.34 | 1.34 | 1.35 | 1.33 | 1.31 |
| | 0.95 | 1.08 | 1.25 | 1.44 | 1.54 | 1.52 | 1.19 | 1.25 | 1.41 | 1.40 | 1.35 | 1.35 | 1.35 | 1.34 | 1.32 |

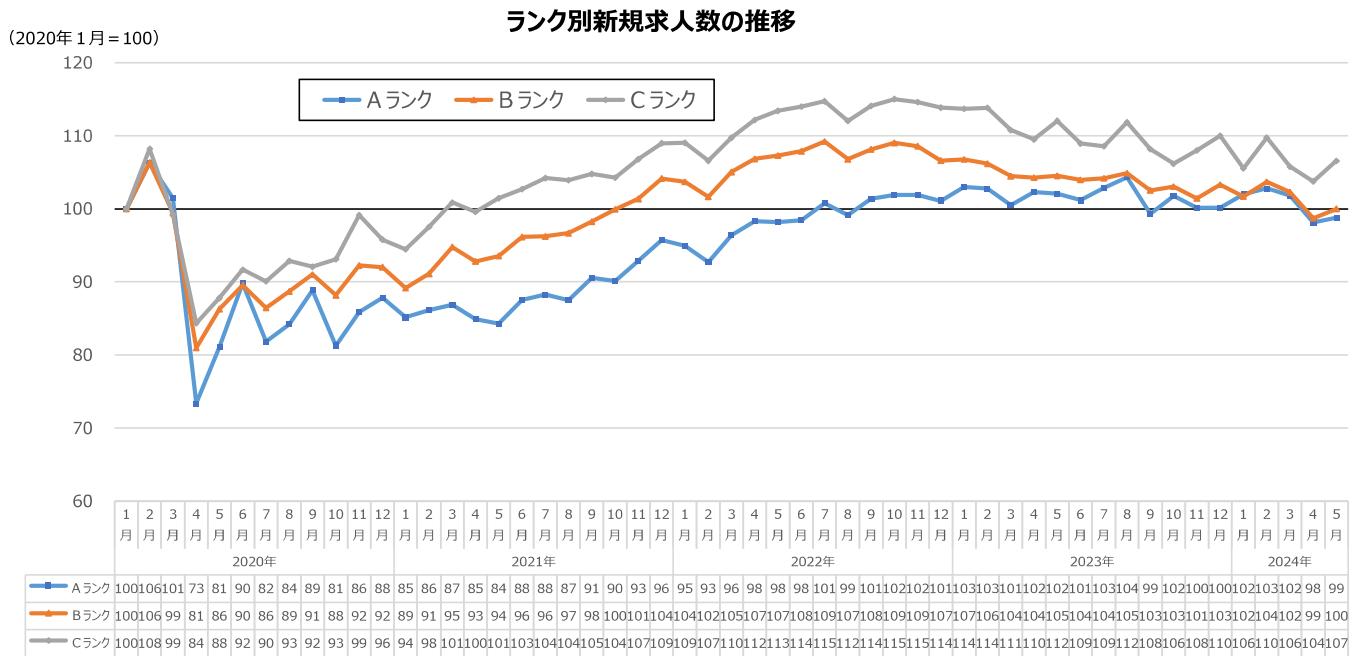
資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1. 各ランクの算出に用いた有効求人件数は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。
2. 各ランクにおける数値は、それぞれのランクに属する都道府県の有効求人件数の合計を有効求職者数の合計で除して算出。
3. 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいます。
4. 各ランクは、令和5年度からの適用区分である。
5. 各月の数値は季節調整値である。

27

ランク別新規求人数の水準の推移

- ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、上昇傾向が続き、2023年以降は横ばいとなっている。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

(注) 1. 2020年1月の新規求人数（季節調整値）を100とした場合の各月の新規求人数（季節調整値）の水準。

2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数（季節調整値）を合算して算出。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和6年7月24日

1はじめに

令和6年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2労働者側見解

労働者側委員は、今年の春季生活闘争は、デフレマインドを払拭し、経済社会のステージ転換をはかる正念場との認識で取り組み、33年ぶりの5%台の賃上げ結果となったことを述べ、一方で、労働組合のない職場で働く労働者も多く、最低賃金の大幅な引上げを通じ、今年の歴史的な賃上げの流れを社会全体に広げていくことが必要であると主張し、最低賃金法第1条にある法の目的を踏まえて議論を尽くしたいと述べた。

加えて、産業別組織における賃上げや、中小企業での初任給引上げの動向を見るに、大企業と比較して中小企業経営は人に頼る部分が大きく、まさに経営は生き残りをかけて、人材確保に向けた「人への投資」を決断していると指摘した。

また、最低賃金は生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げなければならず、まずは2年程度で全都道府県において1,000円以上、その上で中期的には一般労働者の賃金中央値の6割という水準を目指し、本年の審議では昨年以上の大幅な改定に向けた目安を提示すべきであると主張した。

加えて、現在の最低賃金は絶対額として最低生計費を賄えていないと指摘し、昨年の改定以降の消費者物価指数は3%前後の高水準で推移しており、さらに年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目についても、令和5年10月から令和6年6月までの期間で見た場合は平均5.4%と、最低賃金近傍の労働者の暮らしは極めて苦しいと主張した。

さらに、地域間額差は地方部から都市部へ労働力を流出させ、地方の中小企業・小規模事業者の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因となると指摘し、昨年のCランクの引上げ実績を踏まえて今年の目安額を検討すべきと主張した。ランク別にみた3要素のデータに基づけば、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることが適当であると主張した。

また、有効求人倍率等の雇用情勢の現状に鑑みれば特に地方における労働需給がひっ迫している状況や、現行の各地域の最低賃金で採用するのは既に困難である現状は明白であると指摘し、最低賃金の引上げは妥当であると主張した。

さらに、ここ数年の最低賃金の引上げ幅はかつてない上げ幅であるが、倒産件数との相関は見出しつらい状況であり、最低賃金の引上げによって企業の倒産が増える、と言える客観的なデータは存在しなく、最低賃金の引上げと雇用維持とは相反しないと指摘し、むしろ人口流出や人手不足が顕著な地域、中小企業・小規模事業者において、人材確保・定着の観点からも最低賃金を含む賃上げは急務であると主張した。

また、企業の経常利益は堅調に推移しており、賃金支払能力については総じて問題ないと認識していると述べた。一方で、中小企業・小規模事業者へも賃上げを広げるためには、賃上げのための環境整備やより広範な支払能力の改善・底上げが重要であり、政府は「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の実効性のさらなる向上やパートナーシップ構築宣言の普及・促進等を早急かつ徹底的に進めることや政府の各種支援策の利活用状況や効果の検証を踏まえた一層の制度拡充と利活用の推進を求めたいと述べた。

加えて、社会の賃上げの流れを速やかに波及させるという観点では、10月1日発効を中心に、より早期の発効も念頭に議論を進めるべきと主張した。

以上を踏まえ、本年度は「誰もが時給1,000円」への到達に向けてこれまで以上に前進する目安が必要であり、あわせて、地域間額差の是正につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、成長と分配の好循環実現に向けて賃上げは極めて重要であるが、全ての企業に例外なくかつ罰則付きで適用される最低賃金の引上げは、各企業の経営判断による賃金引上げとは意味合いが異なると主張した。

また、目安審議に当たってはデータに基づく納得感ある審議決定を引き続き徹底し、目安額の根拠となるデータをできるだけ明確に示す等、納得性を高め、地方での建設的な審議に波及させることができが極めて重要であり、「10月上旬」の発効に間に合わせるために目安審議のリミットを切ることなく、少なくとも例年同様、公益委員見解を各地方最低賃金審議会へ提示する場合には労使双方やむなしとの結論に至るよう審議を尽くすべきであると主張した。

加えて、今年度の目安審議に当たって、最低賃金決定の3要素の状況を総合的に示す「賃金改定状況調査」の結果、とりわけ「第4表」の賃金上昇率を重視するとの基本的な考えは変わらないと述べた。

さらに、生計費については、消費者物価指数は引き続き高い水準にあり、最低賃金近傍で働く人の可処分所得に対する物価の影響を十分考慮すべきであり、賃金については、賃上げの動きは着実に広がっており、企業の賃金支払能力については、

業況判断D Iで大きな改善は見られず、原材料・商品仕入単価D Iは依然高い水準にあると述べた。

こうした3要素の状況や賃金改定状況調査の結果等から、今年度の最低賃金を一定程度引き上げることの必要性は十分理解しているものの、賃上げの対応は二極化の傾向が見られ、さらに業績改善がない中で賃上げを実施する企業は6割になっていると指摘した。

加えて、中小企業を圧迫するコストは増加する一方で、小規模な企業ほど価格転嫁ができず、賃上げ原資の確保が困難な状況であり、また、企業規模や地域による格差は拡大しており、最低賃金をはじめとするコスト増に耐えかねた、地方の企業の廃業・倒産が増加する懸念があると述べた。さらに、最低賃金引上げの影響率は21.6%に達し、現在の最低賃金額を負担と感じる企業も増加していると述べた。

また、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない・労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が相当数存在することも十分に考慮すべきであり、価格転嫁や生産性向上の過渡期にある中で、「通常の事業の賃金支払能力」を超えた過度の引上げ負担を負わせない配慮が必要であると主張した。加えて、地域の中小企業・小規模事業者は、地域住民の生活と雇用を支えるセーフティネットでもあり、従業員の待遇改善と企業の持続的発展との両立を図る必要があると主張した。

このため、中小企業の賃金支払能力を高め、最低賃金はじめ賃金引上げが継続的に実施できる環境整備を一層進める必要があり、団体協約の仕組みや活用事例の周知や後押し、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の浸透度の実態調査による検証、下請法の遵守強化等、具体的な施策をさらに進めていくことが必要であると主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、令和5年全員協議会報告の1(2)で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、加えて、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2024」に配

意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記 1 のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記 2 のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的な事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の待遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

さらに、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることが要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシッ

プロ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、B to C事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

記

- 1 令和6年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和6年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

| ランク | 都道府県 | 金額 |
|-----|---|------|
| A | 埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪 | 50 円 |
| B | 北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡 | 50 円 |
| C | 青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄 | 50 円 |

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、令和5年全員協議会報告の1(2)で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2024」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。

ア 労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」は、令和5年10月から令和6年6月までの期間で見た場合は平均3.2%で、前年同期の令和4年10月から令和5年6月までの平均4.3%から引き続き高い水準となっている。なお、消費者物価指数の「総合」とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の影響で一定程度押し下げられている（「総合」では、6月は0.25ポイント押し下げられていると試算されている）。

加えて、年間 15 回以上の購入頻度である食パン、鶏卵などの生活必需品を含む支出項目である、年間購入頻度階級別指標で見た「頻繁に購入」する品目についても、令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月までの期間で見た場合は平均 5.4% で、前年同期の令和 4 年 10 月から令和 5 年 6 月までの平均 4.8% から引き続き高い水準となっている。

消費者物価指数については、基本的には「持家の帰属家賃を除く総合」を基に議論すべきであるが、最低賃金の引上げにより時間当たり賃金が上昇した者がその増加分の賃金の多くを消費に回している調査結果が出ていることを踏まえると、生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいると考えられる。

こうした状況を踏まえれば、今年度においては、労働者の生計費については、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年 10 月以降の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、「頻繁に購入」する生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案する必要がある。

イ 賃金

賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第 7 回（最終）集計結果で、全体で 5.10%、中小でも 4.45% となっており、昨年を上回る 33 年ぶりの高い水準となっている。さらに、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給）の加重平均の引上げ率の概算も昨年を上回る 5.74% となっている。

経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果（第 1 回集計）では、大手企業で 5.58%、中小企業では 3.92% となり、いずれも昨年を上回る水準である。また、日商による中小企業の賃金改定に関する調査の正社員の結果では全体で 3.62%、20 人以下の企業で 3.34%、パート・アルバイトの結果では全体で 3.43%、20 人以下で 3.88% となっている。

賃金改定状況調査結果については、第 4 表①②における賃金上昇率（ランク計）は 2.3% であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成 14 年以降最大値であった昨年の結果（2.1%）を上回っている。また、継続労働者に限定した第 4 表③における賃金上昇率（ランク計）は 2.8% となっており、これも昨年の結果（2.5%）を上回った。この第 4 表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

大企業を対象に含む結果である春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、30 人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果をみると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年

を上回る賃金引上げの状況が見られる。

ウ 通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。

関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益のうち、経常利益については、令和4年度は資本金1,000万円以上で11.8%、1,000万円未満で70.7%の増加となっている。また、売上高経常利益率については、資本金1,000万円以上では、四半期ごとで令和5年は6～9%程度で推移、令和6年の第1四半期は7.1%となっており、安定して改善の傾向にある。また、労働分配率について、令和4年度は資本金1,000万円以上で65.0%、資本金1,000万円未満で84.6%となっており、企業の規模が小さいほど労働分配率は高くなっているものの、資本金1,000万円未満において、足下では令和3年度から6.4ポイント低下している。加えて、従業員一人当たり付加価値額について、令和3年度は、資本金1,000万円未満規模の製造業・非製造業ともに前年度比マイナスだったものが、令和4年度は、資本金1,000万円未満の製造業で4.5%、非製造業で5.7%と改善している。

一方で日銀短観における売上高経常利益率の大企業と中小企業との開きについては、令和4年度では製造業で6.28ポイントの差、非製造業で3.82ポイントの差だったのに対し、令和5年度では製造業で6.79ポイントの差、非製造業で4.61ポイントの差となっており、二極化の傾向にある。

また、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁については、中小企業庁が公表した令和6年3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査によると、前回令和5年9月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査と比べて、受注企業のうちコスト増加分を全額価格転嫁できた割合は約3ポイント増加(16.9%→19.6%)、一部でも価格転嫁できた割合は約4ポイント増加(63.0%→67.2%)し、転嫁状況は一部では好転する一方、1～3割しか価格転嫁できなかつた割合は約4ポイント増加(19.6%→23.4%)し、また、全く転嫁できず又は減額された企業も約2割となっており、二極化の兆しがある。労務費について見ると、価格交渉が行われた企業(59.5%)のうち、その約7割において労務費の価格交渉が実施されている一方で、約1割(8.8%)の企業が「労務費が上昇し、価格交渉を必要と考えたができなかつた」と回答している。

さらに、倒産件数については、新型コロナウイルス感染症流行下である令和2年から令和4年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したものの、直近の令和5年においては感染拡大前の水準まで増加し

8,690 件となっており、また、令和6年1～6月の物価高（インフレ）倒産については、484 件（前年同期 375 件、29.1%増）発生しており、年半期で初めて 450 件を超え、過去最多を大幅に更新している。

なお、賃金改定状況調査の第4表における賃金上昇率は、企業において賃金支払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と大きな差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられ、また、法人企業統計における従業員一人当たり付加価値額をみると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことからも、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

エ 各ランクの引上げ額の目安

最低賃金について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」等において、「今年は、昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の賃金支払能力の3要件も踏まえて、最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会でしっかりと議論いただく」こと、「労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030 年代半ばまでに 1,500 円となることを目指す目標について、より早く達成ができるよう、中小企業・小規模事業者の自動化・省力化投資や、事業承継、M&A の環境整備等について、官民連携して努力することとされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。

さらに、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない、あるいは労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が一定程度存在することも十分に考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、ア～ウで触れたように、①労働者の生計費については、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は、昨年 10 月から今年 6 月まで平均 3.2% となるなど、昨年に引き続き高い水準となっていること、また、生活必需品を含む「頻繁に購入」する支出項目に係る消費者物価も昨年 10 月から今年 6 月まで平均 5.4% の高い水準であることを考慮し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、この水準を勘案することが、今年度は適当と考えられる。

また、②賃金について、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果に関して全体で 5 % 台と昨年を上回る 33 年ぶりの高い水準となっていることや、中小企業については 3 % 後半から 4 % 台、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額については 5 % 台後半の引上げでいずれも昨年を上回る水準となっていることに加え、賃金改定状況調査結果第4表①②における今年の賃金上昇率が 2.3 % で昨年を上回り平成 14 年以降最大のものとなっている。

③通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、景気や企業の利益において改善の傾向にある。しかし、売上高経常利益率の大企業と中小企業の差が広がっていることや、価格転嫁率が示すように賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在し、二極化の傾向にあると考えられる。また、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

これらを総合的に勘案し、特に今年度は、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視した。また、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものであることに留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安（以下「目安額」という。）を検討するに当たっては5.0%（50円）を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」等において、「今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②③における賃金上昇率はCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっている。さらに、消費者物価の上昇率は、Cランクがやや高めに推移している。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況である。各ランクの目安額について、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得るが、各ランクの引上げ額が同額であった場合でも、地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引上げ率がより高くなること、また、引上げ額が増すほど引上げ率がより高くなることについて留意する必要がある。

これらのことを考慮すれば、Aランク50円（4.6%）、Bランク50円（5.2%）、Cランク50円（5.6%）とすることが適当であると考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は80.2%から81.1%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。ただし、地域間の金額の差についても引き続き注視する必要がある。

オ 政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に勘案

することを原則とし、今年度は、特に消費者物価の上昇が続いていることを重視するとともに、春季労使交渉を始めとする賃金上昇率が昨年を上回る水準となっていること、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にあることなどから、目安額を決めた。

一方で、労務費を含む価格転嫁の状況が二極化の傾向にあることや、倒産件数、特に物価高倒産が足下で増加しているといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、一部の中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。また、都市部以外の地域においては小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもあり、従業員の待遇改善と企業の持続的発展との両立を図る観点への配慮も必要である。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的な事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の待遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

さらに、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に

関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることが要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、B to C事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。

カ 地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参考した主なデータは別添のとおりである。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

(3) 最低賃金引上げの影響については、令和5年全員協議会報告の3(1)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

～最低賃金の改定が予定される10月より前に！

活用すると大変有効！業務改善助成金！～

愛知県最低賃金については、昨年10月に過去最大41円の引き上げにより時間額1,027円となりましたが、今年も大幅な引き上げが予想されています。

業務改善助成金は、事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等（例：POSレジシステム、食器洗い乾燥機、リフト付き福祉車両等）を行う場合、その設備投資などに要した費用の一部（最大600万円）を助成する制度であり、最低賃金の改定が予定される10月より前に活用していただくと大変有効です。

令和6年4月の申請件数は昨年同月に比べて3.5倍となっております。予算の上限に達すれば、申請期限（令和6年12月27日）前でも申請を締め切る場合がありますので、本助成金に関心がある事業主の方は、お早めの申請をご検討ください。

対象となる事業者

- ・中小企業・小規模事業者であること
- ・申請する事業場内で最も低い時間給が、1,027円以上1,077円以下であること
- ・解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

資料 5

支援内容

設備投資などに要する費用に助成率を乗じた金額を、助成上限額の範囲内で支給します。

（例）20万円のPOSレジシステムを購入した場合 支給額：20万円×3/4=15万円

お問合せは、業務改善助成金センター（0120-366-440）へ、交付申請書等の提出は、愛知労働局雇用環境・均等部企画課（052-857-0313）へ。

「まずは気軽に
お問合せを！」



タスケくん

参考ウェブサイト

●厚生労働省ウェブサイト

「業務改善助成金」

最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。

業務改善助成金

検索



●最低賃金特設サイト

全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

最低賃金特設サイト

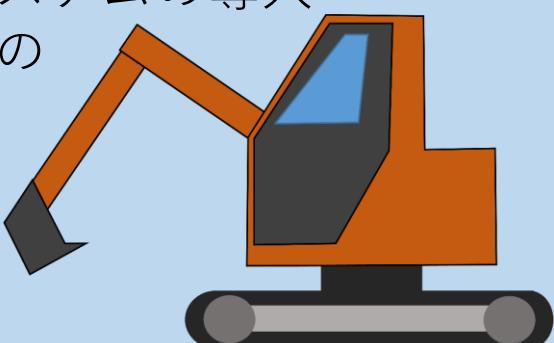
検索



各業種における生産性向上設備導入例

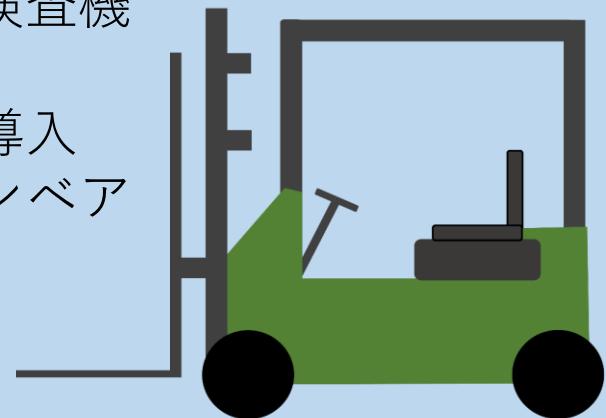
建設業

- ・新型クレーンの導入
- ・新型ボーリングマシンの導入
- ・コンクリートカッターの導入
- ・ステンレス製型枠の導入
- ・施工管理システムの導入
- ・建築見積システムの導入
- ・監視カメラの導入



製造業

- ・フォークリフトの導入
- ・梱包機の導入
- ・充填機の導入
- ・新型加工機械の導入
- ・デジタル検査機の導入
- ・洗浄機の導入
- ・ベルトコンベアの導入



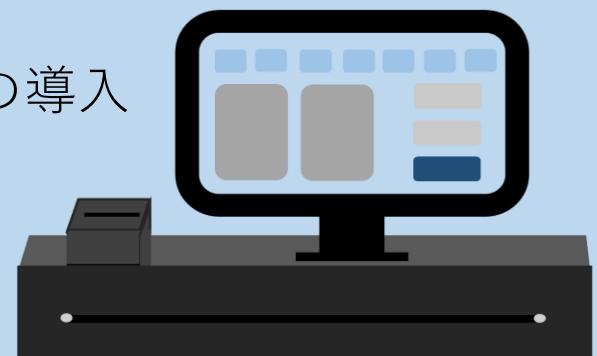
運送業

- ・デジタル式運行記録計（デジタルタコグラフ）の導入
- ・貨物積み下ろし予約システムの導入
- ・フォークリフトの導入
- ・洗浄機の導入
- ・特殊用途自動車の導入
- ・タブレットの導入



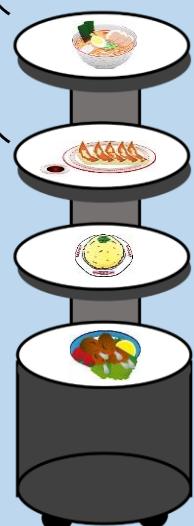
小売業

- ・POSレジシステムの導入
- ・バーコードリーダー商品管理システムの導入
- ・ラベルプリンターの導入
- ・自動釣銭機の導入
- ・顧客管理システムの導入



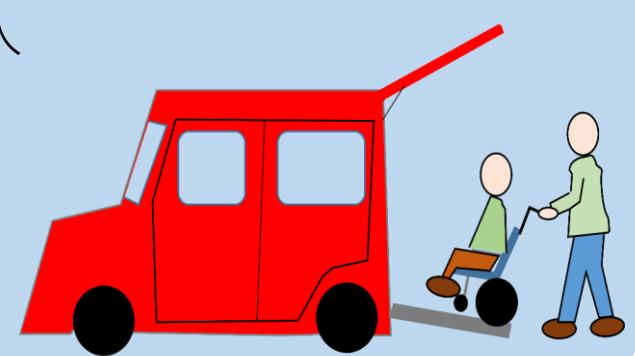
飲食業

- ・配膳ロボットの導入
- ・セルフオーダーシステムの導入
- ・POSレジシステムの導入
- ・食器洗浄機の導入
- ・業務用全自動炊飯器の導入
- ・全自動製氷機の導入
- ・自動ゆで麺機の導入
- ・券売機の導入



社会福祉業

- ・リフト付き福祉車両の導入
- ・パワーアシストスツールの導入
- ・見守りセンサーの導入
- ・タブレットの導入
- ・インターラム（相互通信式構内電話）の導入





令和 6 年 8 月 5 日

愛知労働局長
小林 洋子 殿

愛知地方最低賃金審議会
会長 中山徳良

愛知県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 6 年 7 月 4 日付け愛労発基 0704 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、別紙 2 のとおり令和 4 年 10 月 1 日発効の愛知県最低賃金（時間額 986 円）は、令和 4 年度の愛知県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。

なお、愛知県最低賃金の改正決定に伴い、県下の最低賃金制度を適正に運営するに当たっては、愛知労働局に対して、令和 6 年 7 月 25 日付け「令和 6 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の記 4ないし 8 に留意しつつ、最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等への支援の強化を要望する。

別紙1

愛知県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

愛知県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,077 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年10月1日

別紙2

愛知県最低賃金と生活保護費との比較について

1 最低賃金

- (1) 件名 愛知県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額986円
- (3) 発効日 令和4年10月1日

2 生活保護費

- (1) 比較対象者 18歳～19歳・単身世帯
- (2) 対象年度 令和4年度
- (3) 生活保護費（令和4年度）

生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の愛知県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（103,347円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の（2）に掲げる金額の1か月換算額（注）と上記2の（3）に掲げる金額とを比較すると愛知県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（注）1か月換算額

986円（愛知県最低賃金）×173.8（1か月平均法定労働時間数）×0.807（令和4年度可処分所得の総所得に対する割合）=138,293円



令和 6 年 8 月 5 日

愛知労働局長
小林 洋子 殿

愛知地方最低賃金審議会
会長 中山 徳良

愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和 6 年 7 月 4 日付け愛労発基 0704 第 2 号をもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙

以下2件の愛知県の特定最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達した。

- 1 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第3号)
- 2 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第6号)

以下3件の愛知県の特定最低賃金について改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかった。

- 1 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第4号)
- 2 愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第5号)
- 3 愛知県自動車(新車)小売業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第9号)



愛労発基 0805 第 1 号

令和 6 年 8 月 5 日

愛知地方最低賃金審議会
会長 中山徳良殿

愛知労働局長 小林洋子

最低賃金の改正決定について（諮詢）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金（平成 20 年愛知労働局最低賃金公示第 3 号）
- 2 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成 20 年愛知労働局最低賃金公示第 6 号）